

## 寄附金取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人お金をまわそう基金（以下「この法人」という。）が受領する寄附金に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この法人が受領する寄附金の種類は次の各号のとおりとする。

- (1) 一般寄附 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 特定寄附 寄附者が寄附の申し込みにあたり、あらかじめ使途を特定した寄附金
  - 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
  - 3 この法人は常時、寄附金を募ることができる。

### (寄附金の使用)

第3条 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を公益事業費に使用するものとする。

- 2 特定寄附金は、その全額を寄附者の特定した使途に使用するものとする。

### (使途の特定)

第4条 寄附者の特定する使途については次の各号のとおりとする。

- (1) 個別団体への指定寄附  
この法人が選定した助成先の中から、寄附者が助成先を指定して寄附するもの。
- (2) 分野指定寄附  
この法人が選定した助成先の分野の中から、寄附者が分野を指定して寄附するもの。
- (3) この法人の運営費用への寄附  
この法人の運営に係わる公益事業費および管理費に寄附をするもの。
  - 2 第1項(1)は、特定された助成先に寄附額の100%を当該事業年度中に助成する。ただし、募集する助成金額を超過する場合には、この限りではない。
  - 3 第1項(2)は、特定された助成先に寄附額の70%を当該年度中に助成する。ただし、募集する助成金額を超過する場合には、この限りではない。
  - 4 第1項(2)の、寄附額の30%および募集する助成金額の超過分は、寄附金運用管理規程で定める方法により運用するものとする。
  - 5 運用寄附金は、事業年度末時点の評価額（残額）の10%を、翌年度に助成先へ助成をする。
  - 6 寄附額等の割合で端数が生じる場合には、円未満を四捨五入とする。

(受領書等の送付)

第 5 条 寄附金を受領し請求があったときは、受領書及び礼状を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、この法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(受領の制限)

第 6 条 寄附金が、次の各号に該当するとき、若しくはそのおそれがあるときは、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 法令に抵触するときのほか、この法人の業務遂行上支障があると認められるとき及びこの法人が受入れるには社会通念上不相当と認められるとき。
- (2) 未成年者からの寄附金であると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する組織等からの寄附金であると認められるとき。

(情報公開)

第 7 条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 22 条第 5 項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講ずるものとする。

2 この法人のウェブサイトにおいて、助成先、助成対象事業、助成対象事業ごとの寄附募集金額、助成金額、助成対象事業の成果を公表するものとする。

(個人情報保護)

第 8 条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な事項があるときは、代表理事が別に定める。

(改 廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 4 条の公益認定を受けた日（2016 年 10 月 3 日付）から施行する。

附 則 この規程は、2018 年 1 月 19 日より施行する。

附 則 この規程は、2018 年 12 月 1 日より施行する。